

教学二第 785 号
昭和 46 年 12 月 23 日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

教職調整額の運用について（通知）

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和 46 年埼玉県条例第 80 号）第 3 条および教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和 46 年埼玉県教育委員会規則第 28 号）の運用について下記のとおり定める。

記

条例第 3 条第 1 項の「給料月額」には、学校職員の給与に関する条例（昭和 31 年埼玉県条例第 33 号）第 7 条に規定する給料の調整額は、含まないものとする。